

警察OBや弁護士など行政・司法・立法に詳しい顧問を迎え適正かつ
健全な麻雀店営業の指導及び正確な情報の伝達を行う

営業環境適正化会員ガイドブック



全国麻雀業組合総連合会

全国麻雀業組合総連合会 【営業環境適正化制度】とは？

- ・全国麻雀業組合総連合会では、京都で発生した麻雀チェーン店の摘発事件（平成24年5月）に関連し、同種事件の再発防止のため、『営業環境適正化委員会』の設置することにしました。
- ・委員会には『特別顧問』を招へいし、トラブル防止の指導を頂くとともに、麻雀店で発生するさまざまな案件に対し、適切な指導を頂いております。
- ・地域の組合で対応が難しい各種事案の解決や、深夜営業の規制緩和や賞品提供の合法化など法改正に向けて、通常の組合加入とは別建てで、『営業環境適正化制度』を設け、フリー店を中心にご加入頂いております。

営業環境適正化会員専用 119番の概略

- ・営業環境適正化制度に入会した店舗は、緊急の事案に対応する『119番』に相談することができます。
- ・『119番』では、全雀連の役員が窓口となり、受けた事案の内容を精査し、顧問の警察OBや弁護士に相談、速やかに対応いたします。

営業環境適正化制度の意味

- ・業界では、深夜営業の問題や賞品提供の在り方など、多くの課題を抱えております。業界全体の問題の解決を図るためにも多くの店舗の協力と理解が必要です。
- ・営業環境適正化制度では、特別顧問による事案の対応の他、業界全体の規制緩和へ向けても動いております。

営業環境適正化会員『暴力追放宣言』パネルについて

最近、一部のお客様と店側とのちょっとしたやりとりをきっかけとして、お客様側の通報によって警察官の立ち入りを招き、結果として他の指導を受けるなどのトラブルが増えております。

パネルを入りに掲示することによって組合加入店舗であること、警察OBが顧問についていることなど明確にします。

◆お客様対応について

- ・接客の仕方に十分配慮する。
- ・マナー等については一貫して毅然とした姿勢を示す。
- ・『来店お断り』などの対処をする場合、十分に注意を払わなければ、「逆恨み」を招き、「通報」されてしまう可能性があります。
- ・トラブルを防止するために、問題のあるお客様には、警察と組合（全国組織）の強い指導によって、健全な営業行ってることを明確にし、それに基づき入店をお断りしなければなりません。
- ・パネルは、お店が単独でお断りしているのではありませんということを強くアピールする意味合いのものです。
- ・パネルを入口等に掲示し、トラブルになりそうな時には、当該のお客様に直接、掲示するなど、トラブル防止にご活用ください。

全国麻雀業組合総連合会 営業環境適正化制度 特別顧問

特別顧問

菅原 勝治

(元警視庁警視 組織犯罪対策課等)

特別顧問

大里 均

(元警視庁警視正 生活安全部管理官等)

特別顧問

勝俣 茂

(元警視庁警視 生活安全課等)

顧問弁護士

齋藤 貴弘

(風営法改正についての専門家でもある)



暴力追放宣言

登録No. 000000

有効期限：2022年 2月 28日

麻雀 サンプル

【当店の顧問】

元警視庁警視・暴力犯担当

菅原 勝治

全雀連特別顧問

全雀連「営業環境適正化会員119番」

いざ！

という時、

090-1294-1190

【受付時間】12:00～20:00

全国麻雀業組合総連合会

特別顧問の対応について

特別顧問が各種事案に対応する場合、事案の内容によっては、別途費用がかかります。予めご了承ください。

●お店の事案について、事務局に相談、事務局が専門性を要すると判断し、顧問のアドバイスが必要になったという場合…会員負担金・無料

●お店固有の事案で、その解決を図るために、何度も顧問と組合役員が相談し、顧問の代わりに組合役員が特別に動かざるを得ないケース…会員負担金・1万円

●お店固有の事案で、組合役員と顧問が相談し、顧問が特別に対応しなければならないケース…会員負担金・3万円

●お店固有の事案で、お店側が特別に顧問との面会を希望し、問題の解決を図りたい場合…会員負担金・7万円

●お店固有の事案だが、将来的に業界全体の懸念事項にあると判断される場合…事務局と相談

●お店固有の事案で、顧問弁護士と相談したい場合…弁護士事務所規定料金を支払う

★以上全て税込み。

★費用は現場で支払うか、予め協議している場合は事前振り込みなら可。

★顧問の日当は：全国どこであっても別途1日10,000円、半日5,000円＋交通費。

営業環境適正化会員の加入条件

- ・所轄麻雀組合への加入は原則義務化とする。

※所轄の組合には加入しているが都道府県連に加入していない場合や、全国麻雀業組合総連合会に加入に至らない場合は、全国麻雀業組合総連合会の傘下となる都道府県連合会に直接加盟する事とする。

- ・営業環境適正化会員会費は月額3,000円（税込）とし、原則年払いで36,000円（税込）を全雀連に納入するものとする。

営業環境適正化会員の加入の例外

- ・ビル内で複数に営業許可が分かれているケースで1営業所場合は営業環境適正化会員の加入数は1営業所数とする。
（例：同ビル内2階・3階）

但し営業体系が異なる場合や屋号が違う場合はそのケースにはその限りではない。

※特別な事情…所轄組合がない、所轄組合が都道府県連合会から脱退、都道府県連合会が存在しない、存在はしているが連絡が取れない等特別なケースは事務局までご相談ください。